宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。 以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

１. 私（当法人、当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又 は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含 む。）

(3) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から ５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

(4) 以下に掲げる不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者。

ウ 法人又は組合であって、その役員のうちにイに該当する者があるもの

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

オ 将来において、アからエに該当する者

カ アからオに掲げるほか、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが

あると認めるに足りる相当の理由がある者

２. １の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年　 月 　日

長崎市長 様

申請者

住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人・組合にあっては名称及び代表者氏名）

（自書の場合は押印省略可）